

「長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針の
進捗状況について」

及び

「長沼町立小学校適正規模・適正配置実施方針」の
点検・評価

平成 29 年 2 月 13 日

長沼町教育委員会

目 次

	ページ
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 「長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針の進捗状況に ついて」（中学校の統合における）の点検・評価・・・・・・・・	2
長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針	
1 中学校における学校統合について・・・・・・・・	3
3 小・中学校の通学区域について・・・・・・・・	5
4 学校統合に関わる諸課題・・・・・・・・	7
5 統合に当たっての基本的配慮・・・・・・・・	9
II 「長沼町立小学校適正規模・適正配置実施方針」の点検・評価・・・	12
長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針	
2 小学校における学校統合について・・・・・・・・	13
5 統合に当たっての基本的配慮・・・・・・・・	19

はじめに

本町の町立学校の適正規模・適正配置については、平成22年3月に策定された「長沼町がめざす学校教育の姿」を基本とし、平成24年8月に教育委員会決定の「長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、平成26年4月に中学校1校に統合しました。

小学校については、長沼中央小学校を活用した5小学校の統合を、平成28年4月を目標にしておりましたが、基本方針（平成24年5月推計）の策定時には児童数の減少に伴い、平成28年4月には複式学級が8学級から13学級へ増加し、3校で3学級編制の完全複式校になると推計しておりました。しかしながら、平成26年5月の推計では、平成32年度までは長沼中央小学校を除く4校の児童数が横ばいで推移する見込みとなったこと、また、保護者や地域説明会での意見・要望及び小学校保護者アンケート結果などを参考に基本方針全体の点検・評価（以下「**第1次点検・評価**」という。）を行い「長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針の進捗状況について」として取りまとめ、平成28年度の統合に固執せず、引き続き適正化に向けた取組を進めることとした「長沼町立小学校適正規模・適正配置実施方針」（以下「**実施方針**」という。）を平成26年8月に策定しました。

その後、文部科学省では平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を、北海道教育委員会では「この手引きを適切に活用するために」を平成27年5月に取りまとめ公表しました。教育委員会では、これらも活用しながら基本方針全体の点検・評価を行った「長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針の進捗状況について」及び実施方針についての点検・評価（以下「**第2次点検・評価**」という。）を統合の終了した中学校、統合に向け条件整備を行っている小学校を別立てに実施しました。

I 「長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針の
進捗状況について」（中学校の統合における）の点検・
評価

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

1 中学校における学校統合について

中央長沼中学校を活用した3中学校の統合を進めることとし、平成26年4月を目標とし、地域住民のご理解の下、中学校1校の新設校とすべき。

○第1次点検・評価

地域、保護者への説明会を開催するとともに中学校統合準備委員会を設置し、統合に向けた協議、検討を重ね平成26年4月に3中学校を統合し、新設「長沼中学校」としてスタートした。

今後、統合後における学校教育活動、学校経営等の観点から点検・評価を継続的に行うとともに、生徒・保護者の声を聞き、より良い教育環境整備に努めなければならない。

新1年生が中学校生活にスムーズに移行できるよう、小学校5校での交流事業を今後も積極的に取り組む必要がある。

○第2次点検・評価

学校生活における児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を質問紙により測定し、その結果に基づき、より良い学級集団づくりに活用することができる「hyper-QU」学校関係者評価委員による評価報告書及び学校訪問によるヒアリングを基に実施することとしました。

学習指導等について、旧中学校3校の学習資料を参考に、統合初年度のベースづくりを共通理解として実践することができ、また、学校関係者評価委員による「学校関係者評価に係わる報告書」等を参考に、学校の点検・評価を実施し、学習指導の充実と確かな学力向上等に係る改善すべき事項については、次のとおり直ちに中学校教職員とともに指導や対応に当たっております。

- ・わかりやすい授業、学力の更なる向上を図った。
- ・生徒個々に明確な数値目標等を持たせ、指導工夫・改善を図った。
- ・家庭学習の定着と内容の充実が図られるよう保護者及び生徒への働きかけを強化し、学んだ知識を確実に定着させるよう取り組んでいる。
- ・道徳の授業については、参観日など保護者や地域へ案内しており、引き続き公開を継続するよう検討している。

- ・体力・運動能力調査の実施と結果の分析把握を基に、体力・運動能力の向上及び健康管理能力の育成に努めている。
- ・ICTの活用を継続し、グループ学習や習熟度別学習指導の充実に向け取り組んだ。
- ・部活動について、部活動保護者会の協力を得ながら、生徒の健全育成に努め、部活動指導の充実を図った。
- ・中学1年生が、中学校の学習スタイルにスムーズに移行できるように、引き継ぎの仕方については、効率的・効果的な方法を図るとともに、入学後の適切な指導に繋がるよう連携した。

開校当時の状況について、長沼中学校校長の所見として次のとおり伺っております。

- ・中央・北・南長沼中学校と、3校でそれぞれ独自の育ちがあったので、統合後すぐに生徒の意識を一つにすることは難しかった。しかしながら、北・南長沼中学校の2校からそれぞれ3人の教職員が配置されたため、2校に在籍していた生徒は、出身校の教職員に寄り添う傾向が強かった。また、その3人の教職員を中心に生徒指導にあたることができたため、大きな問題に至ることはなかった。
- ・教室・特別教室、床の損傷が激しい体育館などの施設整備について、必要に応じて中学校の教育環境の見直しや変更を加えるなど、柔軟かつ適切に対応していただきたい。
- ・新たな課題として、小学校及び高等学校などの他校種間連携や、家庭・地域・学校が教育責任を共有しながら相互に補完し高め合う存在として、一体的、効果的な推進が必要である。今後は、教師の意欲・力量、保護者・地域・行政の更なる協力を期待している。

今後につきましては、家庭と連携しながら、家庭学習の質的・量的・効果的な指導を図り、中1ギャップの解消に向けて、小中間の連携はもちろん、並行して小学校同士の交流を進めるなど、更なる改善に向けたPDCAサイクルによる継続的な見直しを行ってまいります。

教育長及び教育委員の学校訪問では、統合後の成果や課題等のヒアリングを実施しながら、教育現場からの意見や状況把握に努め、的確な指導や対応を行っております。

施設設備については、平成28年度は体育館の床修理等の実施、北棟校舎床改修の実施設計など、生徒たちに健康被害がでないよう改修等を実施しておりますが、今後も引き続き、学校環境等について整備してまいります。

平成28年度は統合3年目の学校として、生徒は落ち着いた生活を送っております。

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

3 小・中学校の通学区域について

「子どもたちへの最良な教育環境の提供」をするためには、通学路に十分な配慮が必要であり、その主な視点として、

- ① 通学の安全性
- ② 通学距離及び通学時間

がある。

児童生徒の通学時間を小学校で約45分以内、中学校で約55分以内を基本とし、現在実施しているスクールバスの運行及び遠距離通学費の補助を行う必要がある。通学時間・通学距離は学習への集中度を高める上でも、児童生徒の安全確保の上でも極めて重要であり、特に中学校は、放課後の生徒会活動などの特別活動や部活動を有しており、下校時間に配慮したスクールバスの運行時間が必要である。

○第1次点検・評価

長沼中学校のスクールバス運行時間（通学時間）については、北長沼線で約45分、南長沼舞鶴線で約42分、幌内東長沼線で約43分ということで、目途としていた、おおむね55分以内をクリアした。また、放課後の特別活動や部活動に対し、スクールバスで対応しているが、さらに学校側との連携を密にし、一定のルールを定め、より効率的なスクールバスの運行を検討する必要がある。

通学の安全性については、停留所のスペース確保や乗車位置の徹底に努めるとともに、冬期間の運行は、現段階では未知であり、あらゆる事態を想定し、通学の安全性の確保について配慮しなければならず、特に天候モニター制を速やかに構築する必要がある。

小学校のスクールバスについては、通学時間を短縮するためにJRバス等と協議・検討していく必要である。

○第2次点検・評価

スクールバスの利用については、自宅と学校との距離が3キロメートル以上の生徒を対象とし、部活便の運行も実施しております。生徒の通学時間は、基本方針に基づき、約55分以内を基本とし、北長沼線、舞鶴線、南長沼・幌内・東長沼線の3つの全ての路線で、基本乗車時間はクリアしております。

飲食、スマートフォンの禁止など生徒の具体的な乗車ルールや、天候不順及び災害により臨時休校となる場合の連絡体制については、中学校教職員との協議を重ねながら、問題のある都度、検討や見直しをしており、現在は安定した運行に努めております。豪雪や猛吹雪によるスクールバスの運行対応について、町長部局のバス運行管理所管である都市整備課では、悪天候時に道路点検パトロール車両で町内を巡回しており、町道の降雪状況等を把握し、除雪車の運行や町営バスの運行中止などを決定しております。また、町営バスの運行中止等の場合は、随時、都市整備課から教育委員会に情報提供されております。今後も都市整備課との連絡体制を密にし、可能な限り情報連携してまいります。

スクールバスの安全運行のため、生徒の乗車に関するルールやマナー等について、教職員が計画的に乗車指導を行い、生徒の状況や通学状況等を把握しております。

また、生徒集会等においてスクールバスについての意見があった場合は、教職員から教育委員会に情報提供され、改善すべき項目については対応しております。

バス路線については、長沼町立長沼中学校スクールバス運営協議会を開催し、保護者からの意見を重視しながら、教育委員会事務局がスクールバス路線の安全確認及び点検を実施し、毎年見直しを行っており、今後もスクールバスの効率的で効果的な運用をスクールバス運営協議会とともに検討してまいります。

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

4 学校統合に関わる諸課題

「長沼町学校規模適正化検討委員会答申」において、学校統合を実施するに当たっては様々な問題が派生してくることから、次の事項についてきめ細かく対応することにする。

- (1) 保護者や地域への理解を促進するとともに、当該校の児童、教員や保護者の事前交流などの準備作業を進めること。
- (2) 児童生徒が互いに良好な人間関係を築けるよう十分な注意を払う。
また、学校統合により、子どもや町民のスポーツ活動などの施設の確保に支障が生じないようにすること。

○第1次点検・評価

中学校統合関係においては、この基本方針策定後、「統合に係る地域説明会」「統合に係る保護者説明会」を開催し、統合における理解と協力をお願いするとともに、「中学校統合準備委員会」を設置し、統合における諸課題の検討、協議を行った。

また、最重要課題でもあった通学の関係については、「スクールバス運行に係る意見交換会」を開催しスクールバス運行の参考とし、現在のところ安全に運行されている。

統合後、生徒がスムーズに学校生活を送れるよう「中学校交流事業」としてレクリエーションや仮学級による授業を実施したが、統合後、南・北・中央の生徒同士の友達関係の壁が多少あるので、生徒間の交流についてはより積極的に実施した方が良いと考えられる。生徒指導に関わっては、生徒の実態把握を念入りに行い、もう少し細かく引継ぎを行う必要があった。

小学校においては中学校への円滑な接続や統合に配慮し、良好な人間関係の構築を促す「小学校交流事業」を積極的に数多く実施する必要がある。

○第2次点検・評価

小・中学校間の交流を推進し、9年間を見通した学習指導及び生徒指導に努め、学校経営の一層の充実を図るため、教員交流としては参観日や学校公開授業研究会への参加や、中学校英語教員が小学校の外国語活動の時間に小学校教員と一緒に小学生を指導する「乗り入れ授業」を実施しております。

また、集団活動を通して児童・生徒に豊かな学習体験を与え、小・中学校の滑らかな接続や学校間の連携向上をめざし、小中学校音楽発表会及び小中学校演劇鑑賞会を実施しております。

・小中学校音楽発表会

情操教育の一環として音楽性を高めるとともに、学校間の交流を図り、また、人前で発表する体験を通して、積極性を養うことができる。

・小中学校演劇鑑賞会

演劇を身近で鑑賞することにより、情操の涵養とともに、芸術に対する理解を深める。

長沼中学校では、学校の自己評価結果の内容を点検するとともに、教育課程や校務運営まで評価の幅を広げた「学校関係者評価委員」による学校評価へ一歩進めることとしており、関係者評価を実施しております。

なお、国や都道府県では、地域との関係の希薄化を防ぐ工夫として、学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に反映させながら、一緒に協働し子供たちの豊かな成長を支えることを目的とした「コミュニティ・スクール」を推進していることから、支援地域本部事業や学校関係者評価制度を進展させながら、本町においてもコミュニティ・スクールの導入について調査・研究を継続してまいります。

平成26年3月31日付けで廃校となった北長沼中学校及び南長沼中学校については、校舎内の整理・清掃等が終了したため、平成27年10月1日付けで教育財産の用途廃止をし、現在、町長部局による長沼町公共施設等総合管理計画策定委員会での協議がなされていますが、現時点では、地域の意見を確認し、一部を社会教育施設として利用するほか、緊急避難所等の機能を有する施設として活用するなどの意見が出ています。

中学校の校舎は、耐震改修済みで、児童生徒の安全・安心な学習の場の確保が図られておりますが、建築後50年以上経過しているため、老朽化への対応についても引き続き検討してまいります。

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

5 統合に当たっての基本的配慮

- ① 生徒の不安や動揺を最小限にするために、教員配置等様々な面で最善の配慮をします。

○第1次点検・評価

旧北・南中学校については、同一校教職員の3人以上を長沼中学校に配置するとともに、長沼中学校では家庭訪問の実施など、生徒、保護者への相談体制を整えている。また、教育委員会事務局内にも相談窓口を設置し、学校との情報共有と早期対応を行っている。

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

5 統合に当たっての基本的配慮

- ② 3校で進められている特色ある教育を引き継げるよう配慮します。

○第1次点検・評価

各学校の特色や独自の取組については、旧南長沼中学校の礼文香深中学校の交流事業をはじめ、陶芸教室や職業人講話は長沼中学校に引き継がれたが、菊作り講習会は現在協議中である。今後においては、それら特色ある教育を継承するとともに、新たに中学校の取組を創っていくことが必要である。

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

5 統合に当たっての基本的配慮

- ③ 円滑な移行が可能となるよう、児童生徒の交流事業等を支援します。

○第1次点検・評価

生徒たちの不安を少しでも解消するために、部活動などの交流も含め、レクリエーションや仮学級などの交流事業を実施したが、生徒同士の友達関係に多少の壁があり、お互いに遠慮する様子が見受けられ、先生に対する接し方も、出身校の先生に寄り添う傾向が強いので、より多くの交流事業を計画的に行う必要があった。

○第2次点検・評価

再掲・8ページ（2行目から14行目まで）参照

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

5 統合に当たっての基本的配慮

- ④ 生徒の通学の安全確保のため、バス通学の再編・有効活用を図るとともに、関係機関との連携を深めます。

○第1次点検・評価

平成25年度、スクールバスを購入し、中学校通学おおむね55分以内を目標とし、学校や保護者等の意見を聞きながら、中学生だけを対象としたスクールバス路線を編成した。今後もスクールバスの効率的で効果的な運用をスクールバス運営協議会とともに検討し、生徒の通学の安全確保に努めなければならない。

○第2次点検・評価

再掲・6ページ参照

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

5 統合に当たっての基本的配慮

- ⑤ 教育課程編成や学校運営・教育方法などは、関係する学校間の協議結果を尊重します。

○第1次点検・評価

教育課程編成や学校運営・教育方法等については、新たな中学校として、より質の高い教育を生徒に提供できるよう、3中学校及び教育委員会で、慎重な検討を行い、平成26年度長沼中学校経営計画に反映し、4月より実践しているが、今後も保護者、地域、教育関係者が一体となりPDCAを重ね、より良い中学校の教育環境を整備していかなければならない。

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

5 統合に当たっての基本的配慮

- ⑥ 校名、校歌、校旗、校章、制服などについては、関係校の保護者・教職員など、学校関係者の協議結果を尊重します。

○第1次点検・評価

保護者、教職員などの意見を部会で協議し、中学校統合準備委員会が総合的に判断決定したものを教育委員会が承認した。なお、校歌については、複数の候補の中から3中学校教職員が選定し、準備委員会に提案し決定した。

Ⅱ 「長沼町立小学校適正規模・適正配置実施方針」の 点検・評価

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

2 小学校における学校統合について

長沼中央小学校を活用した5小学校の統合を進めることとし、平成28年4月を目標とし、地域住民のご理解の下、小学校1校の新設校とすべき。

○第1次点検・評価

小学校の統合については、中学校統合までの過程と統合後について、点検・評価を今後行うとともに地域説明会、中学校統合保護者説明会、小学校統合保護者説明会、PTAとの話し合い、保護者アンケートなどの保護者、地域の声を尊重し、長沼町の学校教育の諸課題と解決策について慎重に検討する必要がある。

また、統合までの間、小学校交流事業及び小規模校の教育活動を補完する取組を更に進める必要がある。

○第2次点検・評価

1 今後の児童数の推計について

実施方針（平成26年5月推計）の策定時には、平成32年度まで長沼中央小学校を除く4校の児童数が横ばいで推移する見込みでありました。

平成28年5月1日現在における児童数の見込みについては、511人の児童が平成34年度には420人と、91人約18%減少すると推計しております。長沼中央小学校を除く4校は、現状と同程度か微増傾向にあります。減少数のほとんどが長沼中央小学校の減少となり、学級定員が現状のままとすると平成35年度の3年生は1学級となります。また、特別支援学級への入学者が1人以上となれば、平成33年度の1年生から1学級となり、クラス替えが不可能な学級編制となることが想定されます。

さらに、極小規模校で児童数が15人以下となった場合は、教員数が4人と制限され、必然的に教頭も担任を持つことになることから、担任業務と教頭業務を並行して進めていくため、渉外関係を含め様々な支障を来し、教頭としての職務を遂行する上では、制限されることが多くなります。転居等により、平成27年度は長沼舞鶴小学校が、平成28年

度は西長沼小学校で同様の事態となっており、保護者から指定校以外の転学についての問合せが急増するなど、小学校の適正配置について早急に対応することが望ましいと考えます。

2 保護者アンケートの結果からの検証について

(1) 新しい学校教育の目標

学校教育法の一部改正や、今後の学習指導要領の改訂等、新しい学校教育に対応できる学校づくりが最重要課題となっており、小・中学校の円滑な接続と英語・道徳等9年間を見通した教育課程の編成、タブレット端末を活用したICT教育等を実施し、コミュニケーション力・情報発信力・自己発表力を高め、新しい時代への適応能力の高い教育を目指します。

(2) 交流学习

中学校への円滑な接続や小学校の統合に配慮し、良好な人間関係の構築を促すため、平成27年度は長沼中央小学校を除く小学校4校で、「小学校交流事業」として、低・中・高学年ごとに合計3回事業実施しております。

具体的には、低学年でころがしドッチボールやお弁当交流、中学年でラインサッカーや国語授業、高学年でキックベースボールやゲーム交流を実施しており、平成28年度からは、更なる交流の充実を図るため、「小中連携推進委員会」を設置し、「イベント」から「授業」へ発展させ、より実践的な研修を行うなど、内容の本格化に向け取り組みます。

また、「乗り入れ授業」については、外国語活動の時間だけでなく、体育等の教科についても積極的に取り組むなど検討してまいります。

(3) 通学条件の整備

北長沼小学校及び南長沼小学校のスクールバス各1台については、小学校低学年と高学年での運行における配慮や安全性を確保し、特に冬期間の運行における組織体制づくりを重点的に検証しております。除雪担当では、スクールバス便の運行に支障がでないよう、登下校時やスクールバス路線の路面状況を考慮し、除雪作業を実施するなど町長部局との連携を密にしながら安全な運行に努め、また、各小学校では、自宅から学校までの距離が離れている児童の保護者から、悪天候時など情報を収集するため、「天候モニター」を設置し、臨時休校や集団下校等を判断する際の参考としております。

今後の小学校統合時におけるスクールバスの運行について、乗車時間を現行の45分以内とすると、現存するスクールバスのみでの運行は厳しく、大型・中型バスによる増車については、導入経費を除く運行経費が7,000千円/台となること、道路事情により現行路線からより細やかな配車とすることは難しい状況にあります。民間バス事業者や町営デマンドバス等の活用を視野に入れながら、円滑なバス路線の運行を町営バスの再編成を含めて検討していくことが重要と考えます。

(4) 学校と地域とのつながりの確保

現在、各小学校では「自己評価」を行い公表するとともに、地域学校関係者で組織される「学校評議員」により経営課題等に対する学校長へのアドバイスがされており、南長沼小学校と西長沼小学校の2校では、関係者評価を実施しております。

(5) 統合後の校舎等施設の利用

小学校を統合した場合、中学校統合時と同様に町が計画策定する「公共施設の総合的な管理計画」として検討することとなり、また、地域の意向や社会教育施設としての検討を町長に要請することとなります。

3 当面の諸課題への対応について

ア 質の高い長沼の義務教育を確保し、小規模校で教員・児童の努力によっても根本的に解消できない、人数が少ないことによる社会性の涵養等の機会充実と、中学校へのより円滑な接続のため、小学校5校の定期的な児童交流活動、集合学習やICTを生かした学習の取組を積極的に行うこと。

《検証結果》

学校教育法の一部改正により、平成28年4月から「自治体の判断で小中一貫教育校が設置できる。」こととなり、教育委員会では「本町における小中一貫教育など義務教育の推進方策について」校長・教頭及び教育委員会事務局で構成する、長沼町義務教育検討委員会に諮問し、平成28年9月に答申書が提出されました。

検討委員会からの答申を基に、今後、教育委員会で小中一貫教育の導入について、協議検討する予定であります。

平成26年度からは、まずは小規模校の連携として、長沼中央小学校

を除く小学校4校において、集合学習や交流学习を実施しており、平成28年度から長沼中央小学校を含めた小学校5校で交流学习を実施しています。また、単なる「連携すること自体が目的」とするのではなく、中学校への「乗り入れ授業」や、中学校教員が小学校で授業をするなどの具体的な方策の実現が、中1ギャップ解消や学校生活への適応感に効果的と思われます。

また、ICTの活用について、平成27年度にモデルとして長沼舞鶴小学校にICT環境を整備し、教員がこれまでの一斉学習に加え、最新のICT環境の下で、「児童、生徒が教え合い、学び合う協働学習」「言語活動の充実」「児童、生徒一人一人に応じた学習」の学習ツールの一つであるタブレットの有効性の評価を行い、「知識力・理解力」「思考力・判断力・表現力」「関心・意欲」「情報活用能力」等を身につけ実践する教育を積極的に推進します。

イ 保護者アンケートの結果から、現在の就学すべき小学校よりも、人数の多い学級で切磋琢磨する教育活動を行う学校や、少人数を生かした特色ある教育活動を展開する学校等多様な学習・指導環境等の学校で学ぶことを希望する保護者がいることから、それぞれの小学校の特色ある取組を生かす学校選択制について検討すること。

《検証結果》

学校選択制を導入するメリットとしては、

- ・保護者の学校教育に対する関心が高まる。
- ・子供が自分の個性にあった学校で学ぶことができる。
- ・特色のある学校づくりが推進できる。

などが考えられます。

一方、デメリットとしては、

- ・学校によっては児童数が減少し、学級編成に影響を及ぼす。
- ・小規模校の更なる小規模化により、教職員の配置が少なくなる。
- ・集団での活動や学び等、子供たちにとって望ましい学級集団の形成ができない。

などが考えられます。

学校選択制は、少子化により地域の子供数自体が減少している学校ほど選ばれにくくなり、児童数の減少に拍車をかけ、学校として存立できなくなることも想定されるため、学校選択制は導入しないこととします。

長沼中央小学校についても平成33年度は単式学級と推計されるため、適正な学校規模を構成する要素として、クラス替えが可能となる複数学級が必要と考え、新たな価値観や人間関係の形成に寄与し、学習意欲や良い意味でのライバル意識の芽生えなどの効果を期待します。さらに、小学校での総合的な学習の時間等における課題別活動に幅をもたせること、体育的・文化的学校行事における学級ごとの取組等、集団としての教育面を考慮しながら、平成24年8月の基本方針のとおり、今後も適正化に向けた取組を進めることとします。

ウ 統合後のスクールバスでの通学については、低学年と高学年の体力の違いや降雪時等、安定して安全に通学ができるよう十分な配慮を行った具体的な計画を策定し、保護者と協議を進めるものとする。

《検証結果》

小学校の統合に向けたスクールバス路線について検討しており、大型・中型バスによる増車については、導入経費を除く運行経費が7,000千円/台となること、道路事情により現行路線からより細やかな配車とすることは難しい状況にあります。民間バス事業者や町営デマンドバス等の活用を視野に入れながら、円滑なバス路線の運行を町営バスの再編成を含めて検討していくことが重要と考えます。

エ 学校施設の長寿命化・大規模改修や統合後の校舎等の施設利活用等については、現在町が計画策定予定の「公共施設の総合的な管理計画」の中で最重要課題として早急に検討するよう、町長に要請するものとする。

《検証結果》

平成27年度、町内学校施設の耐震化率は100%となり、児童生徒の安全・安心な学習の場の確保が図られておりますが、本町の小学校は、建築後40年以上経過した校舎・屋内運動場であるため、学校施設の老朽化への対応については、今後も引き続き検討してまいります。

4 新たな諸課題への対応と対策について

平成27年3月27日に告示された道徳の教科化、また、平成28年度改正告示される新学習指導要領によって、外国語活動が、小学3年生から必修化となり、小学5年生から教科化になるなど、教科が大きく見直されることが予定されており、さらに、アクティブ・ラーニング等の集団的な教えの場も必要となることから、平成32年度小学校全面実施、平成33年度中学校全面実施に対応する教職員への体制づくりが急務です。

また、中学校統合時における事務準備期間は、統合準備委員会設立から1年半程度でありましたが、そのノウハウを最大限にいかしたとしても、小学校統合に要する事務準備期間は、統合準備委員会設立から2年から3年は必要と考えます。

5 今後の取組について

適正配置は、子供の教育条件をより良いものにするということを前提に行われるべきであり、適正配置後の学校における教育環境の整備が十分に図られる必要があります。

適正配置により教育条件が良くなったと実感できるようにするためにも、適正配置で単に学校を一つにまとめるということだけでなく、小学校と中学校における学習指導や生徒指導において互いに連携し9年間を見通すことが、中1ギャップ等の不安感の軽減につながるものと考え、積極的に取り組んでまいります。

子供たちの登下校時の安全確保に努め、遠距離となる地域は、スクールバス等の運行など、将来を担う「子供たちへの最良な教育環境の提供」が確保されるよう、十分な対応に努めます。

今後も、点検・評価の結果、改善すべき事項については、直ちに対応するとともに、地域・保護者と問題共有を図りながら、地域全体で未来を担う子供たちを支える体制の構築、家庭教育の充実、ICT教育への取組等、家庭・学校・地域が連携・協働して新しい学校づくりに取り組んでまいります。

学習指導要領改訂により教科が大きく見直されることや、出生率の低下により本町全小学校の更なる小規模化が懸念され、さらに、アクティブ・ラーニング等の集団的な教えの場も必要となることなどから、教育現場に支障のないよう取り進めるとともに、地域や保護者の意見も十分に取り入れる体制づくりを進めることが望ましいと考えます。

長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針

5 統合に当たっての基本的配慮

- ① 児童の不安や動揺を最小限にするために、教員配置等様々な面で最善の配慮をします。
- ② 各校で進められている特色ある教育を引き継げるよう配慮します。
- ③ 円滑な移行が可能となるよう、児童の交流事業等を支援します。
- ④ 児童の通学の安全確保のため、バス通学の再編・有効活用を図るとともに、関係機関との連携を深めます。
- ⑤ 教育課程編成や学校運営・教育方法などは、関係する学校間の協議結果を尊重します。
- ⑥ 校名、校歌、校旗、校章などについては、関係校の保護者・教職員など、学校関係者の協議結果を尊重します。

児童数・学級数（平成28年5月1日現在）及び今後の見込数

【町内各小学校】

		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		平成32年		平成33年		平成34年	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
中 小	1年	75 (3)	3	52	2	58	2	44	2	61	2	36	2	36	2
	2年	63 (2)	2	75 (3)	3	52	2	58	2	44	2	61	2	36	2
	3年	73 (1)	2	63 (2)	2	75 (3)	2	52	2	58	2	44	2	61	2
	4年	67 (1)	2	73 (1)	2	63 (2)	2	75 (3)	2	52	2	58	2	44	2
	5年	57	2	67 (1)	2	73 (1)	2	63 (2)	2	75 (3)	2	52	2	58	2
	6年	59 (2)	2	57	2	67 (1)	2	73 (1)	2	63 (2)	2	75 (3)	2	52	2
	計	394 (9)	13	387 (7)	13	388 (7)	12	365 (6)	12	353 (5)	12	326 (3)	12	287	12
北 小	1年	3	1	7	1	13	1	3	1	12	1	6	1	7	1
	2年	5	1	3	1	7	1	13	1	3	1	12	1	6	1
	3年	9	1	5	1	3	1	7	1	13	1	3	1	12	1
	4年	12	1	9	1	5	1	3	1	7	1	13	1	3	1
	5年	6	1	12	1	9	1	5	1	3	1	7	1	13	1
	6年	7	1	6	1	12	1	9	1	5	1	3	1	7	1
	計	42	4	42	5	49	4	40	4	43	4	44	4	48	5
南 小	1年	7	1	7	1	11	1	6	1	9	1	8	1	3	1
	2年	9	1	7	1	7	1	11	1	6	1	9	1	8	1
	3年	5	1	9	1	7	1	7	1	11	1	6	1	9	1
	4年	6	1	5	1	9	1	7	1	7	1	11	1	6	1
	5年	8	1	6	1	5	1	9	1	7	1	7	1	11	1
	6年	7	1	8	1	6	1	5	1	9	1	7	1	7	1
	計	42	4	42	4	45	4	45	4	49	5	48	4	44	5
西 小	1年	1	1	6	1	5	1	3	1	5	1	1	1	2	1
	2年	1	1	1	1	6	1	5	1	3	1	5	1	1	1
	3年	3	1	1	1	1	1	6	1	5	1	3	1	5	1
	4年	3	1	3	1	1	1	1	1	6	1	5	1	3	1
	5年	5 (1)	1	3	1	3	1	1	1	1	1	6	1	5	1
	6年	3	1	5 (1)	1	3	1	3	1	1	1	1	1	6	1
	計	16 (1)	3	19 (1)	3	19	4	19	3	21	3	21	3	22	3
舞 小	1年	4	1	4	1	2	1	6	1	1	1	6	1		
	2年	5	1	4	1	4	1	2	1	6	1	1	1	6	1
	3年	3	1	5	1	4	1	4	1	2	1	6	1	1	1
	4年		1	3	1	5	1	4	1	4	1	2	1	6	1
	5年	4	1		1	3	1	5	1	4	1	4	1	2	1
	6年	1	1	4	1		1	3	1	5	1	4	1	4	1
	計	17	3	20	3	18	3	24	3	22	3	23	3	19	3
計	1年	90 (3)		76		89		62		88		57		48	
	2年	83 (2)		90 (3)		76		89		62		88		57	
	3年	93 (1)		83 (2)		90 (3)		76		89		62		88	
	4年	88 (1)		93 (1)		83 (2)		90 (3)		76		89		62	
	5年	80 (1)		88 (1)		93 (1)		83 (2)		90 (3)		76		89	
	6年	77 (2)		80 (1)		88 (1)		93 (1)		83 (2)		90 (3)		76	
	計	511 (10)	27	510 (8)	28	519 (7)	27	493 (6)	26	488 (5)	27	462 (3)	26	420	28

【小学校1校に統合した場合】

		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		平成32年		平成33年		平成34年	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
参 考	1年	90 (3)	3	76	3	89	3	62	2	88	3	57	2	48	2
	2年	83 (2)	3	90 (3)	3	76	3	89	3	62	2	88	3	57	2
	3年	93 (1)	3	83 (2)	3	90 (3)	3	76	2	89	3	62	2	88	3
	4年	88 (1)	3	93 (1)	3	83 (2)	3	90 (3)	3	76	2	89	3	62	2
	5年	80 (1)	2	88 (1)	3	93 (1)	3	83 (2)	3	90 (3)	3	76	2	89	3
	6年	77 (2)	2	80 (1)	2	88 (1)	3	93 (1)	3	83 (2)	3	90 (3)	3	76	2
	計	511 (10)	16	510 (8)	17	519 (7)	18	493 (6)	16	488 (5)	16	462 (3)	15	420	14

※ 児童数は、特別支援学級児童を含む。